

農業委員会制度の改正について（概要）

平成 27 年 9 月に「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成 28 年 4 月 1 日より施行されました。制度改正の概要は次のとおりです。多治見市では制度改正に伴い、農業委員の定数条例等の制定を行います。

1. 制度改正の趣旨

農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにするため、制度改正を行うものです。

2. 改正内容

（1）農業委員会業務の重点化

従来の「農地法に基づく権利移動等に関する許可業務」に加えて、「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務に位置づけられました。

（2）農業委員の選出方法の変更

農業委員の選出方法を、選挙制と市長の選任制の併用から、「市長の任命制（議会同意を得て任命）」に変更となりました。

（3）農地利用最適化推進委員の新設

農業委員とは別に、担当地域において農地等の利用の最適化の推進のための現場活動（担い手への農地利用の集積・集約、耕作放棄地の発生防止・解消等）を行う、「農地利用最適化推進委員」が新設されました。

3. 本市の対応

（1）農業委員の定数

本市の農地面積（市街化区域を除く）は、農業委員会等に関する法律に基づく農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる基準面積となるため、農地利用最適化推進委員は設置せず、農業委員の定数を次のように条例で定めます。

●農業委員定数（案）18名（現行と同数）

※現在の農業委員は法改正の経過措置として在任特例が適用となるため、平成 29 年 7 月 19 日まで従前の例により在任となります。現在の農業委員の任期満了後に、新制度による農業委員が任命されます。

(2) 農業委員の募集方法

農業委員の募集は公募、推薦により行います。なお、公募・推薦のあった委員候補者は市長が選考委員会の意見を聴取した上で決定し、市長が議会の同意を得たのち任命します。

※農業委員の募集・選考にあたっては、「農業委員の委員選任に関する規則」及び「農業委員候補者選考委員会設置要綱」を制定し、募集・選考を行います。

(3) 今後の予定

平成 28 年 12 月 市議会 12 月定例会へ定数条例制定に係る議案を上程

※条例制定に合わせて、旧制度の「多治見市農業委員会の選挙による委員の定数条例」は廃止となります)